

北地域まちづくり新聞

かわら版

第4号
2013.2.1



規約検討委員会を 立ち上げました



平成24年12月27日に行われた第一回会議の様子

平成25年3月設立を目指して

北地域自治組織設立準備委員会では、15名の委員のうち、会長と5名の代表委員からなる「規約検討委員会」を新たに立ち上げました。

第一回の会議では、新しい組織の役員構成や、昨年11月に開催したふるさと井戸端会議で皆さんから寄せいただいた意見を参考に、どんな事業に取り組んでいきたいかなどをイメージしながら、規約の内容を協議しました。

この委員会で協議を重ね、規約案を作成した後、全体会議で検討します。



「規約」ってなに？

「規約」とは、グループや団体内で協議をして決めた約束事です。新しい組織の活動は、この「規約」に沿って行われます。

規約で決める約束事とは…

- 活動目的
大口町まちづくり基本条例の理念にのっとり、北地域の住民が自らの手でより住みやすい北地域を作るために活動すること。
- 活動範囲
外坪、河北、上小口、中小口、下小口の5地区を北地域とすること。
- 組織
新しい自治組織が様々な活動に取り組むために必要な委員会や部会について。
- 役員構成
組織の中心となる役員の仕事内容や人数。
- 事業内容
ふるさと井戸端会議で皆さんから出された意見やアイデアをもとに、北地域がとりくむまちづくりの内容。
- 財源
事業を行うために必要な費用の確保や使い方について。

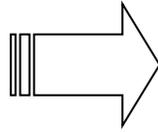
まちづくり基本条例について知ろう！

新しい地域自治組織活動は、大口町まちづくり基本条例の理念に基づきます。ここで条例について、一部をご紹介します。

第1章 共通の原則

(条例の目的)

第1条 この条例は、参加と協働のまちづくりの基本理念、まちづくりの中心となる住民、まちづくりの担い手と地域自治組織の役割や議会と町の執行機関の責務を定め、参加と協働のまちづくりを推進することにより、大口町の発展と住民福祉の向上を目指すことを目的とします。



ここでは、大口町まちづくり基本条例が制定された目的が書かれています。

よりよい大口町を目指し、住民の皆さんを中心に、まちづくりを担う様々な団体や企業、地域自治組織（行政区を含む）、議会や町の執行機関が協働でまちづくりに取り組めるよう、その役割や責務が定められています。

☆協働とは…

様々な立場の人（団体）が同じ目的のために協力し活動すること。

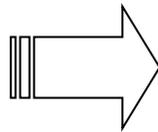
第2章 基本理念

(まちづくりの基本的な考え)

第3条 地方自治における主権は住民にあり、地方自治は住民の意思と責任で営まれなければなりません。

2 地方自治における住民主権は、住民が地域社会の在り方に深い関心を持ち、積極的にその意思表示をし、参加と協働の一翼を担うことで実現されます。

3 住民に最も身近な組織である地域自治組織が、その地域の課題解決に自ら取り組むことにより地域自治が実現され、さらに住民主権の住民自治を確かなものとしします。



まちづくりの主役は住民の皆さんです。

住民の皆さん自身が自分の住む地域に目を向け、課題や意見を出し合い、一緒に考え、解決・実現に向けて取り組むことで、よりよい地域づくりをします。

また、こうした活動を通して住民同士の絆を深めることで、大きな課題に直面しても力を合わせて乗り越えられる強い地域ができると考えられます。

..... ✕ キ リ ト リ ✕

アンケートにご協力ください

「こんな時に助け合えるといいな」「地域のみんなでこんなことをやってみたい！」など、日頃思っていることはありませんか？準備委員会ではそういったご意見について一緒に考え、安全安心な住み良い北地域づくりをしていきたいと考えています。たくさんのご意見お待ちしております。

Q1 あなたの性別と年代、地区名を教えてください。

(男 ・ 女) 年代 区

Q2 今、あなたが関心を寄せている項目すべてに「」をつけてください。また、どんなまちにしたいか、どんなことができるかなど、ご意見・アイデアを記入してください。

福祉 環境 防犯・防災 交通安全 子育て・教育 コミュニティ

*あなたのご意見・アイデアを記入してください。

ご協力いただける方は、切り取って、
役場町民安全課(FAX95-5721)
または、お近くの委員にお渡しください。

